

～財政健全化法に基づく薩摩川内市の

「平成19年度健全化判断比率等」を公表します。～

地方公共団体の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が平成19年6月に公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政健全化に係る各指標の公表が義務付けられました。

本市の平成19年度決算に基づく各指標は次のとおりですが、いずれの比率も基準内となっています。

■ 薩摩川内市の健全化判断比率

健全化判断比率は、市の財政の健全度がどの程度の水準であるかを表します。

指 標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
内 容	一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	一般会計等が当該年度に負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
算 定 対 象	一般会計等	全会計	一般会計等	一般会計等
本 市 の 算 定 結 果	—	—	13.6%	86.7%
早期健全化基準 (イエローカード)	11.85%	16.85%	25.0%	350.0%
財政再生基準 (レッドカード)	20.00%	40.00%	35.0%	

※本市算定の実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と記載しています。

【用語解説】

□ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常的一般財源の規模。

□ 早期健全化基準

財政状況が悪化した状況で、自主的かつ計画的に財政の健全化を図るための基準です。

4つの指標のうち1つでもこの基準を超えた場合は、財政の早期健全化のための計画を定めなければなりません。

□ 財政再生基準

財政状況が著しく悪化したために、地方公共団体が自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況で、国等に関与してもらいながら計画的に財政の健全化を図るための基準です。

将来負担比率以外の3つの指標のうち1つでもこの基準以上となった場合は、財政の再生の計画を定めなければなりません。

■ 薩摩川内市の会計別資金不足比率

資金不足比率は、公営企業の経営状況の健全度を表します。

会計名	簡易水道事業	温泉給湯事業	公共下水道事業	農業集落排水事業	漁業集落排水事業	浄化槽事業	水道事業	工業用水道事業	自動車運送事業
内 容	公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率								
本市の算定結果	—	—	—	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準(イエローカード)	20.0%								

※資金不足比率は、資金不足額がないため「—」と記載しています。

【用語解説】

□ 事業規模

公営企業の営業収益の規模。

□ 経営健全化基準

各公営企業の経営状況について、経営の健全化を図るための基準です。

この基準以上となった公営企業は、その経営の健全化のための計画を定めなければなりません。

■ 健全化判断比率等の算定対象範囲

区 分		実質赤字率	連結実質赤字率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足率
【一般会計等】	一般会計	↑↓	↑	↑↓	↑↓	
	天辰第一地区土地区画整理事業					
	川内駅周辺地区土地区画整理事業					
	入来温泉場地区土地区画整理事業					
	公共用地先行取得等事業					
【公営事業会計】	国民健康保険事業	↑↓	↑↓			
	国民健康保険直営診療施設勘定					
	老人保健医療事業					
	介護保険事業					
	介護サービス事業					
【公営企業会計】	水道事業	↑↓	↓			↑↓
	工業用水道事業					
	自動車運送事業					
	簡易水道事業					
	温泉給湯事業					
	公共下水道事業					
	農業集落排水事業					
	漁業集落排水事業					
浄化槽事業						